

施策2 資源の分別徹底

(2) 事業系ごみのリサイクルの推進 (計画書 P34-P35)

| A 事業 | B 取り組み内容 | C H29.4 方針 | D 進捗状況 | E 効果、課題・問題点等 | F R5.4 方針 (案) | G 見直し(案) |
|-------------------------|---|------------------|---|--|------------------------|---|
| ① 分別徹底による資源化推進に向けた誘導 | <p>ホームページ、広報等による啓発</p> <p><概要> 久喜宮代衛生組合のホームページや、広報等を活用して事業系ごみのリサイクルを啓発する。</p> | 継続 | <ul style="list-style-type: none"> ●令和3年4月に事業系ごみハンドブックを商工会や役場窓口に設置するほか、ホームページに掲載するなどした。 ●ハンドブックの他に関連資料として「Q&A」を配布し、より分かりやすい内容を周知した。 | ●事業者における法令に基づく廃棄物の適正処理への理解に繋がった。 | 継続 | ●引き続きホームページやハンドブック等を使用した啓発に努める。 |
| | <p>(★) 資源ごみ(紙類、生ごみ)の分別の徹底を指導</p> <p><概要> 事業系古紙の資源化に向けて事業者への啓発活動を行うほか、古紙回収業者の紹介等を行う。ごみ処理施設に搬入された「燃やせるごみ」にOA用紙など、事業系の古紙が多量に混入されている場合には、分別の徹底を指導する。</p> | 推進 | ●古紙回収の紹介や、従前から分別指導を実施していることから、燃やせるごみに古紙が混入している事例はみられない。 | ●衛生組合への搬入と異なり、古紙業者への引渡しは状況により有価となる場合があることから、適正処理に寄与するものと考えられる。 | 継続 | ●タイトルをごみの種類にかかわらず「資源物の分別の徹底を指導」に変更し、引き続き分別徹底の指導を実施していく。 |
| ② リサイクルルートの確保 | <p>(★) 事業系資源ごみの受け入れ先の確保、紹介</p> <p><概要> 業界団体や商工団体等の事業者間の連携・協力を推進し、事業者から排出される資源のリサイクルルートを確認します。</p> | 推進 | <ul style="list-style-type: none"> ●事業系一般廃棄物に分類されるものの中で、資源化可能なものとしては、厨芥類、落ち葉、草、枝木、紙類、衣類等があげられる。 ●資源化可能なもので、衛生組合以外で受け入れを行い処理をしている事例は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・厨芥類＝食品リサイクル法に基づく民間施設での資源化 ・枝木＝衛生組合管外の業者を紹介(所在自治体との事前協議実施済) ・紙類＝古紙業者による取扱い | ●衛生組合管内及び近隣に受入先が少ないことが課題である。 | 集約 | ●施策2(2)②中、5の「リサイクルルートの確保に向けて調査・研究を実施」に集約 |

| A 事業 | B 取り組み内容 | | C H29.4 方針 | D 進捗状況 | E 効果、課題・問題点等 | F R5.4 方針 (案) | G 見直し(案) |
|---------|-------------|--|------------------|---|---|------------------------|--|
| | 4 | <p>(★) 食品廃棄物のリサイクルルートの確保、利用促進</p> <p>＜概要＞ 事業系ごみの中でも特に排出量が多い食品廃棄物のリサイクルルートの確保・利用促進を図ります。</p> | 推進 | <p>●事業系ごみ適正処理ハンドブックにおいて、食品廃棄物のリサイクルルートの確保、利用促進について啓発を行っている。</p> | <p>●食品リサイクル法に基づく登録再生事業者が衛生組合管内受入施設及び近隣にないことが課題。</p> | 集約 | <p>●施策2(2)②中、5の「リサイクルルートの確保に向けて調査・研究を実施」に集約</p> |
| | 5 | <p>リサイクルルートの確保に向けて調査・研究を実施</p> <p>＜概要＞ 事業者から排出される資源のリサイクルルートの確保に向けて調査。研究をします。</p> | 継続 | <p>●調査・研究は行っていない。</p> | <p>●衛生組合管内及び近隣に受入先が少ないことが課題である。</p> | 継続 | <p>●タイトルを「リサイクルルートの確保に向けた調査・研究及び利用促進の実施」に変更し、引き続き継続して実施する。</p> |
| | 6 | <p>処理規格外の剪定枝のリサイクルルートを確保</p> <p>＜概要＞ 処理規格外の剪定枝が資源化できるリサイクルルートを確保し、ごみの減量化につなげる。</p> | 継続 | <p>●剪定枝搬入量の減少及び剪定枝たい肥化施設の老朽化により令和2年度をもってたい肥化事業を終了している。</p> <p>●衛生組合管外の業者を紹介(所在自治体との事前協議実施済)</p> | <p>●剪定枝の受入業者が少ないことが課題である。</p> | 集約 | <p>●施策2(2)②中、5の「リサイクルルートの確保に向けて調査・研究を実施」に集約</p> |

★：これまでの取り組みに加えて実施する、あるいは特に力を入れて実施する取り組み (H29.4 策定時)